

公立大学法人滋賀県立大学中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 教育成果を上げるための具体的方策

(学士課程)

- ・異文化理解や国際交流に役立つ語学教育や、情報化社会に適切に対応するための情報リテラシー教育、心身の調和的発展に寄与する健康・体力教育を重視し、全学共通基礎科目として履修させる。
- ・学生自らが「人間」を探求し、新しい視点を発想・発見することを支援するため、環境科学、工学、人間文化学、人間看護学、国際教育の現代的・専門的視点から、環境と人間を考える人間学を開講し、学士課程を通じて履修させる。
- ・自らの考えをまとめ他者にわかりやすく説明する能力や、他者の考えをじっくり理解する能力を養うため、日本語や外国語の能力を高める教育を行う。さらに多様なコミュニケーション手段や自己表現活動によって、発信し、応答し、共感し、批判しあえる能力を養うための教育を行う。
- ・各学部学科等では、全学共通基礎科目や人間学との整合性に留意しつつ、導入教育を充実させる。そのうえで、専門分野の特性を踏まえた体系的かつ実践的なカリキュラムの編成を行い、学内での実験・実習・演習を中心とした基本的な体験学習や、地域でのフィールドワークを重視した多面的な教育を行う。
- ・環境と人間に関わる諸科学に携わる場合に欠かせない倫理的判断力を育成するため、各専門分野における倫理教育を重視し、さらに学部等横断的な教育プログラムの開発も行う。

(大学院課程)

- ・関連分野も含めて専門分野の高度な教育を体系的に行うためのカリキュラムを整備する。
- ・前期課程では、幅広い基礎学力と深い専門的知識・技術を身につけるとともに、自ら課題を見だし、研究を進める能力を育成する。
- ・後期課程では、専門分野の創造的発展に寄与する先端的研究に取り組み、成果を国際誌その他で公表できるような教育・支援を行う。

イ 卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・専門を生かした職種や希望の職業への就職が可能となるよう全学で体系的なキャリア教育を行う。
- ・専門分野に応じた国家試験・資格試験等における合格率を上げるために、各学部等・学科・専攻における支援対策を充実させる。
- ・大学院進学や留学を含め多彩な進路選択の可能性を示すとともに、有益な情報を収集・提供する。

ウ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・学内での教育研究活動における実績に加えて、それぞれの専門分野で対外的に通用する標準的な試験や、学外での各種プロジェクトへの貢献度等を総合的に分析する。
- ・卒業・修了生の動向について継続的に調査し、学部等・大学院教育の成果や効果に関して、総合的に分析する。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 入学者受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

(学士課程)

- ・学部・学科ごとに入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、AO入試、公募入試等工夫を凝らした多様な選抜を行う。
- ・入学した学生の追跡調査を行い、入学者選抜方法の妥当性を判断する。さらに、高校推薦制度について、入学者選抜方法や定員の見直しを行う。

(大学院課程)

- ・大学院には、キャリアアップを実現することを目的とした社会人の受け入れ、および学術・文化の国際的発展を実現するために留学生の受け入れを積極的に行う。

イ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- ・高校の教育課程から大学の教育課程へスムーズに移行するための導入科目を設定する。
- ・人間学および基礎科目と専門科目の関連を明確にし、バランスよく配置することで、現代社会に生きる人間として必要な教養を身につける科目を体系的に導入する。
- ・語学教育においては、異文化理解を深めさせるとともに、留学制度の有効活用や外国人留学生や在日外国人との交流等を通じ、実践的な外国語使用の機会を設ける。
- ・情報発信力や情報倫理を加味した情報リテラシー教育を行う。
- ・他学部枠、単位互換制度を有効活用し、幅広い教養あるいは専門知識を身につけさせる。
- ・卒業研究について、公開の場で報告できる体制を整える。
- ・技術系の学科は、J A B E Eが実施する日本技術者教育認定を取得する。

(大学院課程)

- ・学士課程における教育など大学院入学前の学習との関連づけを明確にし、取得科目のモデルケースを提示する。
- ・外国人講師による特別講義や英語による専門科目の講義の機会を増やす。
- ・博士前期課程在学中から論文発表、作品発表など学外での第三者の評価を受けられるような活動を奨励、支援する。

ウ 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

(学士課程)

- ・少人数教育の機会を増やす。
- ・「履修の手引き」と「シラバス（授業計画書）」の位置づけを明確にしたうえで、履修の手引きの内容の充実およびシラバスの各期の授業開始前の提示を行う。

- ・ゼミナールや演習、卒業研究等多彩な授業形態を活用し、自学自習の姿勢や研究方法、論理的記述力およびプレゼンテーション能力の向上を図る。
- ・フィールドワークや実験・実習などによる地域・社会に密着した体験的学習を教育の軸に据え、実践的教育の拡充を図る。
- ・インターンシップや職場見学等、実践的教育の機会を拡充する。

(大学院課程)

- ・学会や外部の研究プロジェクトに大学院生を積極的に参加させ、研究視野の拡大や専門研究の深化を図る。
- ・修士論文は学会論文として投稿を奨励し、第三者評価に耐えうる効果的な研究指導を行う。
- ・諸外国との共同教育や遠隔講義も効果的に活用するなど、国際性も加えた活発な教育活動を行う。

エ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(学士課程)

- ・取得単位数や成績内容に基づき、必要な勧告や表彰を行うなど、学習達成度を実感しうる制度の構築を図る。
- ・卒業研究を重視し、研究への取り組み姿勢や卒業論文の質に対して学科・専攻単位に一定の基準を設ける。

(大学院課程)

- ・成績評価の基準・方法を明示し、客観的かつ厳格に行う。
- ・学位論文の客観的で厳格な審査基準を公開明示し、研究能力を正しく評価しうる方法を確立する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆志願倍率は公立大学のトップ10を目指す。(平成23年度)
- ◆オープンキャンパス参加者数は平成17年度の倍増を目指す。(平成23年度)
- ◆2年次終了時における英語力が入学時の20%以上向上を目指す。(平成21年度)
- ◆保健師、看護師、助産師、管理栄養士の国家試験合格率は、100%を目指す。
(平成21年度)
- ◆即戦力ある技術者を養成するため、工学部におけるJABEEの取得を目指す。
(平成21年度)
- ◆エコキャンパスプロジェクトやスチューデントファーム等の取り組みを充実し、こうしたフィールドワークや県立大学EMS活動、環境・地域に関わる自主活動への全学生の参加を目指す。(平成21年度)
- ◆学生の質を保证するため、厳格な成績認定(GPAの導入)をする。(平成21年度)

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教員は、研究面および教育面の資質についての評価を行い採用する。

- ・教員の選考にあたっては、選考課程の客観性・透明性を高め、教育研究の充実のために必要な優秀な人材を登用する。
- ・教員の構成については、女性・社会人・外国人の採用拡充について検討する。
- ・教育研究に伴う事務手続きの簡素化と効率化を図る。

イ 教育環境の整備に関する具体的方策

- ・図書館の電子化、レファレンス業務の強化、開館時間の延長を行い、図書館機能を強化する。
- ・シラバス(授業計画書)、教材、学習法などの電子化を図り、自主的学習を支援する。
- ・学内情報ネットワークを継続的に整備するとともに、学内の教育プログラムと連携して情報処理演習室、CAI室、CALL室、CAD室、各学部情報処理室、講義室等の情報システムの検討整備を行う。

ウ 教育活動の評価および評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・各学部・学科・研究科等レベルで教育活動を常に点検・評価し、継続的に改善するため、各教員が主体的に関わるような体制を整える。
- ・学生による授業評価の実施および集計、分析を行い、結果を公表するとともに授業改善に活かす。

エ 授業改善に効果的なFD活動を行うための具体的方策

- ・「履修の手引き」の内容をより充実させるとともに、各期の授業開始前に学生にシラバスを提示する。
- ・教員が授業方法の改善を目的とした研究授業・研修会等を行うことを奨励し、支援体制を整える。
- ・教員が主体的に多様かつ豊かな教材開発を行えるよう、必要な資金的・人的援助を行う体制を整備する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆教員を採用するときは、原則公募制による。(100名) (平成18年度)
- ◆全学部等でFDや学生による授業評価を導入し、教育内容や手法の継続的な改善を図る。(平成21年度)

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習相談や生活相談、経済的支援に関する具体的方策

- ・教員が少数の学生を担当する「グループアドバイザー制度」を充実する。
- ・「オフィスアワー」を確保し、シラバスにも明記することで、講義に対する学生からの発問の機会を確保する。
- ・「学生支援センター」を設置し、あらゆる学生支援の機能を集約させる。
- ・学生支援センター内に「学生相談室」を設置し教職員がカウンセリングを行う。
- ・メンタルヘルスやアカデミックハラスメント・セクシャルハラスメントなど人権問題に関わる

研修会を開催し、教職員の学生相談に関する意識の向上を図る。

- ・学生支援センター内に「健康相談室」を設置し、学内活動における健康支援を行う。
- ・人間学として健康と栄養に関する科目を開講し、学生の健康な食生活に対する意識を高める。
- ・学生支援センターにおいて、各種奨学金情報を提供するなど相談機能を充実させる。
- ・成績優秀かつ経済的支援が必要な学生に対して、授業料減免制度を積極的に活用する。
- ・寄付金制度も活用した本学独自の奨学金制度や入学料減免制度の創設を検討する。
- ・学生や院生の調査・研究発表等に必要な経費の支援策を検討する。

イ 就職支援に関する具体的方策

- ・キャリア教育を導入し、学生自らの将来設計と、その実現を支援する。
- ・学生支援センター内に「キャリアデザイン室」を設け、学生の意識調査と分析、講演会や就職ガイダンスの開催、学生へのアドバイスの場を充実させる。
- ・在学生の就職活動を支援するため、卒業生との連携を緊密に保ち、企業の生の情報を得られるようにする。
- ・学生が自己の職業適性を考え、職業意識を高める機会としてインターンシップ制度を強化する。
- ・教育研究の取り組みを広くアピールし、学生と企業とのマッチングを支援する。
- ・学部学科専攻等ごとに就職状況をホームページ上などに公開し、その状況に応じた就職支援ができる体制を整備する。
- ・公務員試験受験、各種資格取得に配慮したカリキュラム編成を検討する。

ウ 社会人学生・留学生等に対する配慮

- ・学生支援センターにおいて、社会人学生・留学生等の修学実態や満足度問題点等を調査するとともに、きめ細かな相談機能を充実させる。
- ・留学生の円滑な受入・派遣のための授業プログラムを充実する。
- ・留学生の知的資源を、授業や課外活動等に活用する仕組みをつくとともに、学生・教職員や地域住民との交流を積極的に図り、異文化共生の大学づくりを目指す。
- ・留学生に対する各種の住居確保支援方策を検討する。
- ・留学生保証人制度を見直すとともに、勉学と両立可能な良質のアルバイトの相談・紹介を行う。
- ・社会人が安心して就学し円滑に学習が継続できるよう、関係機関との連携を図る。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆オフィスアワーの導入により、学生の自学自習支援に務める。(平成21年度)
- ◆就職・進学合格率は100%を目指す。(平成23年度)
- ◆同窓会組織の整備による就職支援、インターンシップ、ガイダンスの充実を目指す。(平成21年度)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向性に関する具体的方策

- ・自由な研究テーマに基づき、国際社会の未来に貢献するための創造的研究を推進する。
- ・国際的水準にある環境・人間を主テーマとしたプロジェクト研究を発展させる。
- ・県内諸機関との共同プロジェクトなどを通じて、実践的、問題解決型の研究に取り組む。

イ 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

- ・琵琶湖とその集水域の人と自然の共生システムの構築を目指した総合的研究に取り組む。
- ・地域における国際的に通用する「ものづくり」を支援する研究に取り組む。
- ・地域住民の健康の維持と増進を目指した研究に取り組む。
- ・わが国と東アジア、東南アジアなどアジアを重視した地域研究に取り組む。
- ・上記研究領域の成果を踏まえて、国際貢献や政策提言に資することを目指す。

ウ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・広報担当部局を設置し、多様なメディアを利用した教育研究成果の国内外への発表を促進する
- ・公開講座や公開セミナーなどにおいて研究成果を地域に積極的に公開する。
- ・学内の研究・教育施設、研究室の学外への開放を推進する。
- ・大学研究者が有する基礎的・応用的シーズをより積極的に公開し、共同研究等を通して地域社会との連携を図る。

エ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・外部からも理解できる評価システムを構築し、それに基づく教員評価を行う。
- ・評価基準の近い学問分野に属する教員による評価組織・制度を導入する。
- ・外部評価を定期的に受ける。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆大学が重点的に取り組む研究領域に関するプロジェクト研究を毎年1以上立ち上げる。
(平成18年度)
- ◆競争的外部資金(COE、COL、科研費等)の採択総額は、平成17年度の倍増を目指す。(平成23年度)
- ◆論文や学会誌、著書等の発表数は大学全体で年間600以上を目指す。(平成23年度)
- ◆研究費の50%について、業績評価に基づく研究費配分を行う。(平成21年度)
- ◆各種研究表彰の受賞者数は、毎年5人以上を目指す。(平成23年度)

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・評価制度とリンクさせた柔軟で弾力的な雇用形態や給与体系等を導入する。
- ・選考基準の公開等、客観性と透明性の高い公募制による教員選考を行う。
- ・研究の活性化のために、教員のグループ化を促進する。
- ・優秀な若手教員を育成するために、優秀者には研究費だけでなく組織・ポスト面での配慮を行う。

- ・サバティカルを導入して、教員が研究に従事できる時間を増やすことを検討する。
- ・客員教授・客員研究員等の制度を積極的に利用し、学外研究者との協力により研究の活性化を図る。
- ・外国人教員を積極的に受け入れるための環境を整備し、研究活動の国際化を促進する。

イ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・一般研究費は、教員の評価システムを確立して、総合評価に応じた配分を行う。
- ・特別研究費は、プロジェクト研究費および若手研究者養成のための研究費として配分する。
- ・プロジェクト研究費は、大学の特色を出す、全学的に重点的に推進する研究へ戦略配分する。配分にあたっては、申請課題の内容評価だけでなく、教員の研究内容・実績も評価して行う。
- ・研究成果の公表を促進するために、必要な経費について新たな予算措置を行う。

ウ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・事務の合理化や研究支援職員の制度化により、教員の研究時間を確保する。
- ・研究設備、研究資材の共同利用を促進するための情報システムを構築する。

エ 知的財産の創出、取得、管理および活用に関する具体的方策

- ・特許、実用新案など研究成果の知的財産権化を推進し、知的財産の管理制度を整備する。
- ・地域貢献を考慮した知的財産の技術移転を推進する。
- ・大学の知的財産所有に寄与が大きい教員にはインセンティブを与える。

オ 研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・各分野の特性に適した研究成果の指標を活用して自己点検・評価の実効性を高める。
- ・重点的に取り組む領域を定期的に点検し、領域の改変または継続について検討する。
- ・長期にわたる調査・研究にも評価を与え、支援していく制度を確立する。

カ 県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等に関する具体的方策

- ・共同研究、共同技術開発の推進を図るとともに、市民参加の調査研究の取り組みも広げる。
- ・大学の内外を問わず共同研究を推進する。
- ・組織的研究力の強化と若手研究者の育成のために、研究テーマの自由度を確保しながらも実質的なグループ制を進める。
- ・海外の大学・研究機関との交流を推進するとともに、学術交流協定を結んでいる大学・研究機関との共同研究の実施を検討する。

3 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・地域貢献に関する大学の窓口を一本化し、地域貢献を組織的・総合的に推進する。
- ・地域のニーズ等に応じた公開講座、公開講演、サテライト講座等を実施する。
- ・NPO、市民団体、地域住民等と協働して実践的な教育・研究活動を積極的に推進し、大学と

地域社会との連携を密にするとともに地域リーダーの育成に努める。

- ・学生の地域活動等への参画、インターンシップへの参加を積極的に誘導・支援する。
- ・地方自治体等との連携を強化し、各種審議会、委員会等の委員として積極的に参画する。
- ・地域に根ざした調査研究活動を行う機能を設ける。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆魅力ある公開講座の開催を図るため、受講者満足度は、90%以上を目指す。
(平成21年度)
- ◆学びたい人が学びたいときに学べるよう、社会人を積極的に受け入れる。「近江環人地域再生学座」の開講(平成23年度)
- ◆地域交流看護実践研究センターの研究支援件数は、200件を目指す。(平成23年度)
- ◆地域の看護力を向上させるため、CNSコースを備えた大学院を開設する。
(平成19年度)
- ◆国、県、市町の審議会・委員会等委員就任者数は、200人を目指す。(平成23年度)
- ◆地域の課題の解決に資するため、地域づくり調査研究センターを整備する。
(平成18年度)
- ◆大学資源の有効活用を図るため、図書館等の県民への開放を進める(平成23年度)

(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・産学官連携に関する体制を整備・強化するとともに、大学の研究成果をもとにした研究会、シンポジウム、講習会等を実施し、産学官の交流および連携・協力関係を構築する。
- ・大学の研究成果を具現化・権利化するとともに、県や民間企業と連携して、その成果を普及・育成・事業化する体制を整備し、技術移転や起業の促進を目指す。
- ・大学の知的資源と自治体、企業等とのニーズのマッチングを図り、共同研究や受託研究を積極的に推進する。
- ・県内の企業経営者等に対する技術相談、技術指導等をサテライトオフィス等の学外においても実施する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆受託研究費、共同研究費受入件数は、平成17年度の倍増を目指す。
(平成23年度)
- ◆大学発あるいは大学が関与するベンチャー企業(若しくは研究成果の製品化、実用化)は、5件を目指す。(平成23年度)
- ◆学問・研究活動への理解と支援を促すため、研究室公開(大学公開)を実施する。
(平成23年度)
- ◆地域貢献を積極的に果たすため、工学部を再編充実し、電気電子情報系学科を設ける。(再掲)(平成20年度)

(3) 地域の大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・県内他大学、研究機関、保健医療機関等との教育研究・学生支援・地域貢献等における連携を強化する。
- ・「湖北地区学学連携協議会」を他地域にも拡大し、県内学学連携ネットワークを構築する。
- ・他大学との単位互換制度を活用し、多様な講義の開講や特殊な講義の共有化、分担を推進する。
- ・県内高等学校との高大連携事業を実施し、特色ある高等学校づくりの支援を行うとともに、高大教育のより円滑な連携を目指す。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆全学科専攻が連携して連続の実験・実習講座を開催するとともに、各種連携講座に全教員の参画を目指す。(平成21年度)
- ◆県内の公的大学の機能の強化を図るため、滋賀大学、滋賀医科大学との定期的学長懇談会を設ける。(平成18年度)
- ◆高大連携の拡充のため、高校生対象の連続セミナーを各学部学科で開催する。(平成18年度)

(4)他諸外国等との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・諸外国の大学等と学術交流協定、学生交流協定等を締結して、学術交流をより活発化させるとともに、交換留学生の増加を図る。
- ・留学生や外国人研究者を受け入れるための全学的な教育研究支援体制および在留支援体制を整備する。
- ・研究教育の交流にとどまらず、滋賀の文化、歴史、生活等、地域に根ざした国際交流の推進を目指す。
- ・アメリカミシガン州および東アジア地域、特に中国、韓国、モンゴルを中心とした諸外国の大学、研究機関等との学術交流を一層推進するとともに、国際貢献を行うための体制を整備する。
- ・教育研究成果を海外に積極的に発信する。
- ・大学院生の国際学会での発表を支援する制度を確立する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆諸外国との学術交流・学生交流協定は平成17年度倍増を目指す。(平成23年度)
- ◆外国人留学生数は平成17年度の倍増を目指す。(平成23年度)
- ◆学生の国際学会・共同研究・プロジェクト派遣支援、国際的学会誌投稿支援制度の導入。(平成23年度)

II 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1)全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・理事長および理事で構成する「役員会」を機動的に運営し、重要事項を迅速に決定する。
- ・理事長を補佐するため、大学運営の重要テーマ等に応じて担当理事を配置する。
- ・企画・広報部門を強化し、大学のトップの体制を支援するとともに、社会に対する情報発信を

積極的に行う。

- ・理事長および理事ならびに学部長等で構成する「連絡調整会議」を置き、学部等の意見が反映されるよう努める。

(2) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・学部長等の職務・権限の強化を図る。
- ・教授会の審議事項は、学部・研究科等の教育研究に関する事項に精選し、学部長等を中心とした迅速で機動的な学部等運営を行う。

(3) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・役員や審議機関委員への学外者の積極的な登用を図る。

(4) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・内部監査機能の強化を図るため、「監査室」を設置する。

(5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・地域社会の発展に貢献しうるプロジェクト研究ならびに新任教員および若手教員の育成等、戦略的な観点から予算の重点配分等が実施できる学内資源配分システムを構築する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆理事長や担当役員を中心とした機動的運営を確立する。(平成18年度)
- ◆戦略に基づく経営を強化するため広報、企画部門の充実を図る。(平成18年度)
- ◆戦略的な教員配置とするため、教員の学長管理枠を設ける。(平成18年度)

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・一定数の教員定員を大学全体枠として留保し、社会の要請や教育・研究の進展に応じた研究分野および学科・専攻の柔軟な組織再編や新分野の設置を検討する。特に、博士前期課程の定員は社会の要請に応じて見直しをするとともに博士後期課程については、定員と指導担当教員を再検討し、全学的に組織等を見直す。
- ・効率的な教育・研究を推進するため、研究マネジメントを行える人材を確保する。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

- ・人間看護学部に大学院を設置する。
- ・工学部の組織を見直し、電気・電子・情報系学科を設置する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆ 不断の組織の見直しを進め、時代の要請に適切に対応できるよう学部学科等を横断した教育研究組織の構築を目指す。(平成23年度)
- ◆ 地域の看護力を向上させるため、人間看護学部に大学院を整備する。
(再掲 平成19年度)
- ◆ 地域貢献を積極的に果たすため、工学部の再編を進める。(再掲 平成20年度)

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・ 法人の自立的な管理のもとで適正な定員管理を行う。
- ・ 明確な選考基準を設け、優秀な人材を積極的に登用する。

(2) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・ 教員の採用は原則として公募制とする。
- ・ 任期制や年俸制の導入については、給与上の優遇措置を含めて検討する。

(3) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・ 適正な業績・成果評価のための制度を構築し、業績・成果主義に基づく人事システムを導入する。
- ・ 教員の業績評価は教育・研究面だけでなく、地域貢献、大学運営への寄与など多面的に行い、給与に反映させるシステムを構築する。

(4) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・ 産学官連携や地域貢献活動を促進するため、兼職・兼業規制の見直しを検討する。
- ・ 教育研究に従事する職務の特殊性に鑑み、裁量労働制を導入する。
- ・ 特別研究員制度（サバティカル制度）の導入について検討する。

(5) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・ 男女共同参画の観点から女性教員の積極的な採用を行うとともに外国人教員の採用の促進に努める。

(6) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・ 当面、県からの派遣とするが、法人職員の計画的な雇用を行い、事務体制の強化を図る。
- ・ 事務職員の大学運営に係る能力開発を図るため、私立大学を含む他大学との交流等について検討する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆業績評価システムに基づく人事システムの導入を図り、昇任および降任を行う。(平成21年度)
- ◆教職員の採用は、原則公募制とする。(平成18年度)
- ◆教員については、裁量労働制を導入し、創造的能力が発揮しやすい環境の整備を図る。(平成18年度)
- ◆兼職兼業規制を緩和し、産学連携や地域貢献に活かす。(平成18年度)
- ◆大学運営の専門職の雇用を進めると共に積極的な能力開発を行う。(平成23年度)

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・常に各部門の機能および組織編成のスクラップアンドビルドを行い、簡素で効率的な組織を構築する。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・事務の集中化および効果的なアウトソーシングの実施により、効率的な事務体制を構築する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆事務の集中化、IT化およびアウトソーシングにより事務職員の削減を目指す。(平成23年度)

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 公正で効率的な財務運用を達成するための措置

(1) 限られた資源を効率的に配分するための措置

- ・財務担当役員は、限られた資源を効率的に配分するため、各学部長等と深く連携し、予算要求のとりまとめと予算案の編成にあたる。
- ・研究費は最大の効果が上げられるよう、期待される成果を勘案して配分する。

(2) 公正な財務運用を担保するための措置

- ・財務情報をわかりやすく加工し、県民・学生および教職員などに対して公表する。
- ・研究費・実験実習費の内容を学内外に公開する。

(3) 使いやすく、無駄のない財務運用を可能にするための措置

- ・事務手続き等の電子化、ペーパーレス化を図り、事務の効率化、経費の節減を図る。
- ・研究費・実験実習費を実態に合わせて使いやすくする。

2 自己収入を増加するための措置

(1) 授業料・入学料収入を確保・増加するための措置

- ・授業料・入学料は教育の機会均等や公立大学の役割、学生の確保などを勘案して、適切な水準

に定める。

- ・大学院の学生定員の充足に努める(特に博士後期課程)。

(2) 外部資金受け入れの増加に関する目標を達成するための措置

- ・科学研究費補助金、公募型プロジェクト研究等の競争的外部資金の獲得に向け、積極的な応募を奨励する。
- ・外部研究資金の申請や報告書作成に必要な事務手続きに関する全学的な協力体制を整備する。
- ・研究や活動内容をデータベース化し、外部に対して積極的な広報活動を行う等により、共同研究費、受託研究費等の受け入れを促進する。
- ・外部研究資金への申請、採択および獲得額の状況を、毎年度、学部等別に整理し、公表する。
- ・積極的に外部研究資金を導入した研究者を研究費配分の面を含めて優遇する制度をつくる。
- ・外部研究資金の受け入れに際しては適切な間接経費を賦課し、経理担当者や産学連携コーディネーターを配置するなど、大学全体の視点から外部資金受け入れ増加のために活用できる予算を確保する。

(3) 公開講座から収益をうるための措置

- ・公開講座の受講料の基準を定め、有料としうるものについては適切な講習料を徴収する。
- ・有料の公開講座の開講に努める。

(4) 大学施設利用を有料化するための措置

- ・交流センター、講義棟、体育・スポーツ施設などの有料開放の是非を検討し、可能なものから実施する。
- ・駐車場使用料の徴収について是非を検討し、可能であれば実施する。

(5) 広く一般から寄付を募るための措置

- ・一般からの寄付を受け入れる窓口を整備する。

(6) 不要品等の売却から収益をうるための措置

- ・不要品等のうち売却可能なものについては、なるべく売却する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆授業料収入の100%確保を目指す。(平成18年度)
- ◆授業料減免要綱の減免基準を見直し、減免対象者を精査する。(平成21年度)
- ◆外部資金については、平成17年度の倍増を目指す。(再掲 平成23年度)

3 経費を抑制するための措置

(1) 人件費を抑制するための措置

- ・非常勤講師費の削減を図る。
- ・派遣職員・業務委託の活用を進める。

(2) 光熱水費を抑制するための措置

- ・省エネの可能性を検討し、光熱水費の削減を図る。

(3) 物品購入費を抑制するための措置

- ・一括購入を進めるなど購買方法を見直し、購入費を抑制する。
- ・所有備品、物品購入に関する情報の共有化により経費の削減を図る。

(4) 業務委託費を抑制するための措置

- ・契約方法、契約内容の見直しを積極的に行い、業務委託費を抑制する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆全教職員に対してコスト意識の徹底を図り、日常的経費の節減を目指す。(平成18年度)
- ◆県の構造改革プログラムに基づく削減を行うと共に、プログラム終了後は、大学運営費(人件費を除く)について、効率化係数を導入する。(平成18・20年度)

4 資産の運用管理を改善するための措置

- ・余裕金は安全を旨として運用・管理する。
- ・大型研究用機器等の情報を共有化し、可能な限り共同利用に努める。
- ・研究スペースを効率的に利用するための制度を検討する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆大学資産の適正な把握、保守管理により、資産の延命、長期的利用を目指す。
(平成18年度)

IV 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・評価体制および評価支援組織の充実を図り、厳正な評価を実施する。
- ・教育、研究、地域貢献、大学運営等の項目について教員の業績を評価するシステムを構築し、評価結果を自己点検・評価および第三者評価、外部評価に反映させる。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・評価結果を学内外に公表するとともに、改善が必要な事項については各層から意見・改善提案を収集するシステムを構築する。
- ・評価結果は研究費等の配分、人事・給与・研修等に反映させる。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆適正な自己評価が図られるシステムを構築する。(平成18年度)
- ◆評価結果を大学教職員全員が共有し、意識の改善につながるシステムを構築する。
(平成18年度)

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページにより、シラバス等の教務学生情報および教育研究者情報等を積極的に発信する。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆ホームページを適時・的確なタイミングで更新し、大学運営に係る正確な情報を迅速に提供する。(平成18年度)
- ◆それぞれの教員が大学広報者としての自覚のもとに、新聞、テレビ、雑誌などで研究、教育、地域貢献などの活動を積極的にPRする。(平成18年度)
- ◆個人情報については、慎重に取扱い、その保護に務める。(平成18年度)

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・土地、建物、設備等の活用状況に関する点検・評価を行い、有効活用と誰もが利用しやすい施設として整備を行い、環境と共生し調和するエコキャンパスの構築に努める。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、誰もが利用しやすいキャンパスづくりを目指す。(平成21年度)
- ◆EMSにより、環境に配慮したエコキャンパスを構築する。(平成21年度)

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・労働安全衛生法等に基づき、学生および教職員の安全教育や健康管理、災害防止体制の整備を行う。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆危機管理システムの構築を図る。(平成18年度)
- ◆危機管理や法令遵守に関連する研修を年1回以上開催し、意識の向上を図る。
(平成18年度)

3 人権の啓発に関する目標を達成するための措置

- ・教職員や学生に対する人権啓発研修の充実を図る。

【数値目標・達成目標年度】

- ◆人権教育を積極的に進め、意識改善を図る。発生事例の皆無化を目指す。
(平成18年度)

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算（平成18年度～平成23年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	18,010
施設整備費補助金	700
自己収入	11,106
授業料および入学金検定料収入	10,608
雑収入	498
産学連携等研究収入および寄附金収入等	754
計	30,570
支出	
業務費	29,116
教育研究経費	21,252
一般管理費	7,864
施設整備費	700
産学連携等研究経費および寄附金事業費等	754
計	30,570

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 18,643 百万円を支出する。

注1) 人件費の見積りについては、平成18年度の人件費見積額を基礎に試算している。

注2) 退職手当については、公立大学法人滋賀県立大学職員退職手当規程ならびに公立大学法人滋賀県立大学役員退職手当規程等に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

[運営費交付金の算定方法]

運営費交付金＝人件費＋教育研究費＋一般管理費－自主財源

注1) 運営費交付金額は、滋賀県の財政構造改革プログラムの最終年度である平成19年度を踏まえて試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

注2) 中期計画に位置づけられるプロジェクト事業で、予算の増加を伴うものについては、必要額が運営費交付金（または施設整備費補助金）で措置される。

[その他]

産学連携等研究経費および寄附金事業費等は、産学連携等研究収入および寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

2 収支計画（平成18年度～平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	29,180
経常費用	29,180
業務費	24,921
教育研究経費	5,757
受託研究費等	521
役員人件費	587
教員人件費	14,016
職員人件費	4,040
一般管理費	3,300
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	959
臨時損失	0
収入の部	29,180
経常収益	29,180
運営費交付金	16,632
授業料収益	8,355
入学金収益	1,602
検定料収益	379
受託研究等収益	521
寄附金収益	182
財務収益	0
雑益	550
資産見返運営費交付金等戻入	673
資産見返物品受贈額戻入	286
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注1) 受託研究費等は、受託事業費および共同研究費を含む。

注2) 受託研究等収益は、受託事業収益および共同研究収益を含む。

3 資金計画（平成18年度～平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	30,570
業務活動による支出	28,041
投資活動による支出	2,529
財務活動による支出	0
資金収入	30,570
業務活動による収入	29,870
運営費交付金による収入	18,010
授業料および入学検定料による収入	10,608
受託研究等収入	521
寄附金収入	182
その他の収入	549
投資活動による収入	700
施設費による収入	700
財務活動による収入	0

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

7億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善に充てる。

Ⅹ 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
工学部新学科校舎施設設備	総額 1,400	運営費交付金および施設整備費 補助金

2 人事に関する計画

公立大学法人滋賀県立大学が望む教職員像、人事の原則などについて策定する「人事方針」に基づいて、自律的な定数管理による人事計画を策定し、法人の中期目標を達成するために行う全ての教育研究業務および法人運営業務の活性化に資する人事制度を運用する。

その際には、外部資金を積極的に活用しつつ、人件費の適正な管理に努めながら、教職員の適正配置に努める。

さらに、事務局職員については、公立大学法人および大学に関する専門的な知識を有する職員を養成していくため、期首における設立団体からの派遣職員を減じて、法人職員の採用を進める。

3 積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別表 (収容定員)

平成18年度	環境科学部	720人
	工学部	480人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	102人 (前期課程72人、後期課程30人)
	工学研究科	78人 (前期課程60人、後期課程18人)
平成19年度	人間文化学研究科	54人 (前期課程36人、後期課程18人)
	環境科学部	720人
	工学部	480人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	102人 (前期課程72人、後期課程30人)
	工学研究科	78人 (前期課程60人、後期課程18人)
人間文化学研究科	54人 (前期課程36人、後期課程18人)	
平成20年度	人間看護学研究科	12人 (修士課程12人)
	環境科学部	720人
	工学部	510人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	102人 (前期課程72人、後期課程30人)
	工学研究科	78人 (前期課程60人、後期課程18人)
人間文化学研究科	54人 (前期課程36人、後期課程18人)	
平成21年度	人間看護学研究科	24人 (修士課程24人)
	環境科学部	720人
	工学部	540人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	102人 (前期課程72人、後期課程30人)
	工学研究科	78人 (前期課程60人、後期課程18人)
人間文化学研究科	54人 (前期課程36人、後期課程18人)	
平成22年度	人間看護学研究科	24人 (修士課程24人)
	環境科学部	720人
	工学部	570人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	102人 (前期課程72人、後期課程30人)
	工学研究科	78人 (前期課程60人、後期課程18人)

	人間文化学研究科	54人 (前期課程36人、後期課程18人)
	人間看護学研究科	24人 (修士課程24人)
平成23年度	環境科学部	720人
	工学部	600人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	102人 (前期課程72人、後期課程30人)
	工学研究科	78人 (前期課程60人、後期課程18人)
	人間文化学研究科	54人 (前期課程36人、後期課程18人)
	人間看護学研究科	24人 (修士課程24人)